

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定基準の改正について

公共工事における適正価格での契約の推進と一層の品質の確保のため、国の低入札価格調査基準価格の算定基準が改正されたことを踏まえ、本市の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格におきましても同様の改正を行いますのでお知らせします。

1 改正時期

平成 2 3 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

2 改正内容

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を以下のとおりとします。

【営繕工事以外の工事】

現行

【範囲】 予定価格の70%~90%	
【算定基準】	
①直接工事費の95%	合計額 ×1.05
②共通仮設費の90%	
③現場管理費の70%	
④一般管理費の30%	

平成 2 3 年 6 月～

【範囲】 予定価格の70%~90%	
【算定基準】	
①直接工事費の95%	合計額 ×1.05
②共通仮設費の90%	
③現場管理費の80%	
④一般管理費の30%	

【営繕工事】

現行

【範囲】 予定価格の70%~90%	
【算定基準】	
① {直接工事費 - (直接工事費の10%)} の95%	合計額 ×1.05
②共通仮設費の90%	
③ {現場管理費 + (直接工事費の10%)} の70%	
④一般管理費の30%	

平成 2 3 年 6 月～

【範囲】 予定価格の70%~90%	
【算定基準】	
① {直接工事費 - (直接工事費の10%)} の95%	合計額 ×1.05
②共通仮設費の90%	
③ {現場管理費 + (直接工事費の10%)} の80%	
④一般管理費の30%	